

令和4年第4回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年4月5日（火曜日） 15時20分～16時22分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 10番 小野 美智子
11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美 13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘
16番 田原 俊秀 17番 刃田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯5区 笠村 由喜 佐伯10区 疋田 定
弥生2区 市原 洋一 弥生3区 藤原 安政 本匠1区 矢野 正人 宇目3区 小里 豪
直川1区 曾根田 正弘 蒲江1区 大下 喜一郎 蒲江3区 飛高 聖悟

欠席委員： 8番 谷川 享宏 9番 小野 隆壽

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
事務員 児玉 真輝

農政課：課長補佐 首藤 和秀 事務員 野口 大樹 事務員 木本 匠

議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

事務局長：それでは令和4年第4回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は8番谷川享宏委員、9番小野隆壽委員です。農業委員16名中本日の会議の出席者は現在14名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、今回より該当案件がある推進委員のみ出席をお願いしております。なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年3月10日付けで8件許可、令和4年3月17日付けで1件許可となっておりますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を6番波戸崎孝委員、7番矢野弥平委員をお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は7件、田が7,339㎡、畑が6,374㎡、合計13,713㎡。農地法第4条、件数は2件、田が929㎡、畑が165㎡、合計1,094㎡。農地法第5条、件数は8件、田が933㎡、畑が2,044㎡、合計2,977㎡。総数の合計件数が17件、合計面積が、田が9,201㎡、畑が8,583㎡、総合計面積が17,784㎡。以上を提案いたします。審議の程お願いいたします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは3ページの3条の1番より事務局説明をお願いいたします。その後小里推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は152.68aとなり、農用地区域外の農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして小里推進委員をお願いします。

宇目 3 区推進委員：別に異論はございません。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 2 番について事務局説明をお願いします。その後に疋田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局：住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と母の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 80.3248 a となり、佐伯地域の下限面積 30 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして疋田推進委員をお願いします。

佐伯 10 区推進委員：別に問題ありません。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 2 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 3 番についてです。本日小川推進委員が欠席のため、事務局より説明の後に推進委員の意見もお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具については所有しています。農業は譲受人と妻の 2 人で行うとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 54.47 a となり、農用地区域外の農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 3 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございま

したら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の4番より事務局説明をお願いいたします。その後に飛高推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地及び借入地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と姉の2人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は26.33aとなり、農用地区域外の農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして飛高推進委員お願いします。

蒲江3区推進委員：問題はないと思います。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の5番について事務局説明をお願いします。その後に大下推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は99.65aとなり、蒲江地域の下限面積20a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして大下推進委員お願いします。

蒲江1区推進委員：特に問題はないと思います。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので

取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の6番について事務局説明をお願いします。その後、曾根田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：住宅地図の冊子6～8ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行っているとのことです。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は101.88aとなり、直川地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして曾根田推進委員をお願いします。

直川1区推進委員：問題ないと思います。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の7番についてです。この議案につきましては、議事参与案件にて申請地区の担当である〇〇推進委員には、審議が終わるまで退席をお願いします。

（〇〇推進委員退席）

議長：それでは事務局より説明後、現地確認を行った埜田副会長より意見ををお願いします。

事務局：住宅地図の冊子9ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や飼料作物を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と子の2人で行っているとのことです。農地取得後は飼料作物を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は447.4345aとなり、弥生地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして埜田副会長をお願いします。

17番委員：現地調査を行った結果、別に問題はありません。

議 長：事務局からの説明、そしてまた現地確認を行った埤田副会長からも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。それでは〇〇推進委員席にお戻りください。

（〇〇推進委員着席）

議 長：これで農地法第3条の7件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第12号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番について事務局説明をお願いします。その後に曾根田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の10ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は隣接河川からの浸水を防ぐため、かさ上げして畑として利用する計画です。造成後は露地野菜を作付けする計画です。申請地では1.0mのかさ上げを行います。盛土高は隣接道路、県道と水路より低く、また隣接河川に対しては安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-（1）-カー（イ）、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして曾根田推進委員をお願いします。

直川1区推進委員：盛土による一時転用であり、問題はないと思われま。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の11ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。貸駐車場用地の用途による申請です。申請者の貸付先である中華料理店の来客用駐車場は既存の駐車場5台分では足りず、路上駐車している状況です。よって、来客者数から少なくとも10台分の駐車場を確保する必要があります。申請地を不足分5台分の来客用駐車場として利用する計画です。申請地では、来客用の駐車場5台分の駐車スペースを設けます。造成工事は整地のみのため、土砂の流出、

崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。塩屋地区土地改良組合から協議が調い、同意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第 2-1- (1) -エー (イ)、第 3 種農地の許可要件、第 3 種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして松本推進委員お願いします。

佐伯 1 区推進委員：現地確認をしましたところ、特に問題はないと思われます。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 4 条の 2 番についてこれより意見等を求めたいと思ひます。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり) ないようでございますので取りまとめたいと思ひます。4 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。(挙手全員) 全員賛成ということで承認したいと思ひます。これで農地法第 4 条の 2 件の審議を終わります。続きまして 6 ページの議案第 13 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5 条の 1 番について事務局説明をお願いします。その後に藤原推進委員の意見をお願いしたいと思ひます。

事務局：5 条の 1 番について説明いたします。地図の 12 ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の田です。貸駐車場用地としての用途による申請です。譲受人の貸付先である鉄工所は約 40 名が勤務しており、駐車可能スペースも十分に確保していますが、本社工場を駐車場用地を含む現工場敷地に造成するため、新たな駐車場敷地が必要となりました。また工場増設に伴い、従業員も 30 名程度増員する予定であるため、申請地を通勤者用 74 台、来客用 8 台及び作業用大型自動車用 6 台の駐車場として利用する計画です。なお、申請地は譲渡人が許可を得ずに平成 27 年頃から造成砂利敷きをしているため、譲渡人からの始末書が添付されています。申請地では従業員用 74 台、来客用 8 台及び事業用 6 台の駐車スペースを設けます。造成工事については盛土を行わず、整地後、碎石敷きを行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第 2-1- (1) -カー (イ)、第 2 種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによつては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。追加で説明させていただきますが、今回申請地は 3 筆なんですけども、スライドの写真で見えています隣接地の奥側についてすでに非農地証明が過去に出ていまして、最近雑種地に登記されています。そちらの奥側も含めて今回の貸駐車場用地の造成をするという計画になっております。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして藤原推進委員お願いします。

弥生 3 区推進委員：まず最初にこの 5 条の 1 番は無断転用であります。先ほどの説明にもありましたように、2 名からの始末書が添付されており、現地としては問題ありません。周辺には農地は

ありませんので、周辺農地への影響についての意見、各項目ありますが全てクリアしております。総合的に周囲の営農条件の影響については問題ないということが言えます。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、周辺の土地に影響がないということであります。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の2番について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人が運営する介護施設の介護車両及び介護者の面会車両は来客車両の出入口や駐車スペースが手狭なため、支障をきたしています。そのため、介護施設の隣接地である当該申請地を介護車両及び介護者の面会と一般来客の車両、また介護施設職員の駐車場として利用する計画です。申請地では事業用2台、来客用4台、従業員用6台、計12台の駐車スペースを設けます。造成工事は整地後土間仕上のため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。塩屋地区土地改良組合から協議が調い、同意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第2-1-(1)-エ-(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして松本推進委員をお願いします。

佐伯1区推進委員：特に問題はないと思われま。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の3番についてです。本日井上推進委員さんが欠席のため、事務局より説明及び推進委員の意見をお願いいたします。

事務局：5条の3番について説明いたします。地図の14ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は現在漁協が管理する作業施設に個人用と事業用の車等を仮駐車しており、台風の高波や大きな地震のときに津波または建物倒壊の恐れがあるため、海から離れたところに駐車場が必要です。そのため、今回申請地を譲受人所有の車と譲受人が経営する水産会社の車等の駐車場として利用する計画です。申請地では個人用3台、事業用3

台、来客用1台、計7台分の駐車スペースを設けます。造成工事は土砂搬入を行います、整地のみのため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の4番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の15ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。建売住宅としての用途による申請です。譲受人が建売住宅1棟として利用する計画です。なお、申請地は譲渡人が許可を得ずに令和2年1月頃から整地及び一部に資材を置いて使用しているため、譲渡人からの始末書が添付されています。申請地では木造二階建、建築面積53.63㎡の住宅1棟を建築します。造成工事は盛土を行います、法面処理を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、汚水排水は集落排水処理施設に接続し、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして市原推進委員をお願いします。

弥生2区推進委員：周辺はほとんど住宅地であるので、問題ないようです。無断転用となっていたが、問題ないということでございます。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるけども、始末書も添付されており現地については問題ないという意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の5番についてですが、この議案につきましては、〇〇番委員が申請者の代理となっておりますので、議事参与案件となります。3番委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

（〇〇番委員退席）

議 長：それでは5条の5番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の5番について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造平屋建、建築面積79.49㎡の住宅を建築します。造成工事は盛土を行います。擁壁を設けるため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、汚水排水は集落排水処理施設に接続し、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして市原推進委員お願いします。

弥生2区推進委員：ここも住宅地の多いところで、特に問題になるような点はありません。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは〇〇番委員席にお戻りください。

（〇〇番委員着席）

議長：次に5条の6番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をしたいと思います。

事務局：5条の6番について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は結婚して家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造二階建、建築面積120.90㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして市原推進委員お願いします。

弥生2区推進委員：ここも問題はないようでございます。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございま

したら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の7番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の7番について説明いたします。地図の17ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は申請地から近くに立地する住居での外国語教室並びに木工教室を計画していますが、当該住居には駐車場がないため、申請地を来客者用の駐車場として利用する計画です。申請地では、来客用4台分の駐車スペースを設けます。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして市原推進委員をお願いします。

弥生2区推進委員：いくらかかさ上げをしないと駐車場にならないというような状況で、それは建設会社をお願いしているということです。水利権はないとありますが、上流の方から雨水が谷の方に落ちるようになってきているけど、それはグレーチングで寄るようになってきているようです。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の8番について事務局説明をお願いします。その後に笠村推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の8番について説明いたします。地図の18ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。浄化槽埋設用地としての用途による申請です。譲受人の住宅敷地には浄化槽の埋設スペースがないため、住宅に隣接する申請地を浄化槽埋設用地として利用する計画です。申請地では合併処理浄化槽1基を設けます。造成工事は浄化槽埋設のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして笠村推進委員をお願いします。

佐伯5区推進委員：問題はないと思います。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

た。それでは5条の8番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第5条の8件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第11号農地法第3条の7件につきましては許可したいと思います。議案第12号農地法第4条の2件、議案第13号農地法第5条の8件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。本来ならここで一旦休憩ということですが、引き続き行いたいと思います。3条4条5条に関する推進委員さんの皆さんはここで退席をお願いします。非農地証明の担当推進委員さんだけお残りください。それではその他の議案①農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農政課：農政課野口です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全33件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が1筆で2,109㎡、契約期間5年が8筆で15,791㎡、契約期間6年が20筆で14,136㎡、契約期間20年が4筆で632㎡。これらを合計すると全33筆で32,668㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）について取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課をお願いします。

農政課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくお願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは4月15日といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしく申し上げます。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。この後、農用地利用配分計画（案）の説明がございましたが、それが終わりました後に前回の農業委員会でご質問

いただいております。利用権設定に関する質問について回答させていただきたいと存じます。以上、よろしくお願いいたします。

議 長：今月の締め切りは4月15日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農 政 課：農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。1枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和4年6月1日開始分27件になります。契約期間5年のもの、契約更新で登記地目が田、7筆14,503㎡。契約期間6年のもの、新規で登記地目が田、8筆6,474㎡、更新で登記地目が田、12筆6,326㎡、登記地目が畑、2筆1,336㎡。以上合計27筆、面積が28,639㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画（案）について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。

農 政 課：前回の農業委員会で利用権設定に関してご質問いただいておりますので、この場をお借りしまして回答というかたちで連絡をさせていただきます。前回質問いただきました内容が大きく3つございました。1つ目から順に説明させていただきます。利用権の設定期間中に地権者ないしは耕作者の方が亡くなられた場合、利用権設定はどういう扱いになるのかということでありました。これにつきましては、その契約内容が賃借権であるか使用貸借であるか、賃料が発生する契約であったかどうかによって扱いが異なります。まず賃料が発生する賃借権での契約であった場合、どちらが亡くなれた場合も設定の効力が失われず、相続権者様または代理人等に引き継がれることとなっております。使用貸借、賃料を伴わない契約であった場合、地権者が亡くなられた場合におきましては、先ほどと同じく効力を失われず、相続人、代理人等に引き継がれます。しかし、使用貸借の場合であって耕作者の方が亡くなった場合、この場合におきましては利用権設定そのものの効力がなくなるということでありました。そのため使用貸借であって耕作者様が亡くなられた場合、引き続き利用権設定を行いたい場合は、再度相続人等により契約を行う必要がございます。続いて2つ目のご質問ですが、実際に利用権設定の期間中に地権者が亡くなるという事例があったということでありました。相続が滞りなく行われればよかったです。相続権者の相続放棄等により、地権者が不在、不明の状態が生まれている。この場合は利用権設定はどういう扱いになるのかというご質問でありました。相続上の問題等で地権者が不在または不明の状態においては、利用権

設定ができないということでもあります。そのため、引き続き利用権設定を行いたいという場合には、相続人または代表者を定めて再度契約をする必要がございます。また相続権者が相続放棄等を行い、最終的に国有地などになった場合につきましては、利用権設定はできないというかたちであります。したがってご質問のありましたケースにおいては、再度契約を行う場合は、相続権者内で相続人または代表者を定める必要がございます。定められない場合契約ができないという解釈になります。最後に3つ目、現在の利用権設定用紙に記載されている取決めでは、先ほどのイレギュラーなケースに対応できないように思える。利用権設定にその他として取決めの追記を行う場を設けることや、別紙取決め書を作成し、添付することが適当ではないかというご意見でありました。関係機関で協議をいたしました。結論としまして、追記の欄とは今回設けないことといたしました。理由といたしましては、利用権設定が農業経営基盤強化促進法に準じたものであって、設定用紙に記載している内容についても、その基盤法で定めるものであります。ここに独自のそれぞれの取決めというものを追記することは、もちろん契約を円滑にするという効果もあるとは思いますが、それらが基盤法の範囲で認められない内容である可能性もあり好ましくないという結論に至りました。例えば、裏面に両者が合意すれば口頭のみで合意解約で行うことができるというふうに記載をしたとしても、基盤法の定めではあくまで合意解約書の提出が必要であると定めているため、基盤法のそもそもの法律に反するものとなってしまいます。そういったケースを懸念しまして、今回新たに追記の欄等は設けないこととなりました。しかし、その上でご指摘のとおり既存の内容だけでは対応しにくい案件があるということ、また、すでに問題が起きているということにつきましては事実でありますし、今回のように設定時に予測が難しいような案件につきましては基本的には両者での話し合いとなりますが、必要に応じて市を含む3者で協議を行うことで個別対応とさせていただきたいと存じます。また、設定時に問題があると予測されるもの、例えば極端に契約期間が長い場合、極端に賃料が高い場合など、もちろん両者が納得した上であれば契約上問題はありますが、市としても了承はとれているかという確認、また助言等を行いたいと考えております。その上でどうしても市でカバーできない点はより密接に地権者様、地域の耕作者様と関係しております農業委員の皆様、推進委員の皆様におかれましては、ご助言のほどよろしく願いいたします。大変お手数をおかけしますがこの点よろしく願いいたします。以上で回答とさせていただきます。

議長：これは前回吉良委員が質問したことです。吉良委員、どうぞ。

5 番委員：すっかりしたような気もしますが、気になるのが利用権設定は農業経営基盤強化促進法に準じたものはどちらかというと耕作者に有利なような感じがしております。というのは3年契約をどうしても事情によって2年で解約をしたいというときに、やっぱり3年の契約が優先するというような気がします。確かに今農地はもういらぬという人は結構多いんだけど、10年先はわかりません。特に食糧難とかぼんと出ているときにいや返してくれと、そこで悶着が起きるといことも起こりかねないのかなという気がしております。ただ農業委員の立場として、耕作放棄をなくす・集積化とかをするときにはやっぱりこれは耕作者の立場に立った考え方も必要かなということを思いますけど。佐伯市でそれを受けるときにその辺のチェック、注意を双方に確認をできるだけして、将来問題が起きないようにくれぐれもお願い

したいと思います。

議 長：事務局、農政課のほうから何か答弁しますか。

農 政 課：貴重なご意見大変ありがとうございました。こちらでも契約時に現行の設定用紙1枚と印鑑のみで機械的に契約を受理するというかたちではなく、時には先ほどあったとおり助言というかたちにはなりますけども、問題ないか、こういった計画ではどうかといった案内、また必要に応じて登記簿等の確認資料等を確認してまいろうと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。また、このたび利用権の担当が野口から同じく農政課の木本となりましたので、一言ご挨拶させていただきます。

（木本）皆さんお疲れさまです。農政課の木本と申します。先ほど野口から説明がありましたように、今年度から利用権に関する業務を野口から引き継いでおります。来月の総会から自分が説明を担当させていただきますので、皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

議 長：続きまして④非農地証明願についてを審議いたします。1番について事務局説明をお願いします。なお本日は小川推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願ひいたします。

事 務 局：非農地証明願の地図は今回5条の後についておりますので、そちらを見てください。それでは非農地証明願1番の説明をいたします。申請地の現地調査は3月22日に担当区の小川推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字木立の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成8年に前所有者が死亡し、後継者がおらず不耕作状態となり、現在に至っております。現況は竹が自生しており、竹林の様相を呈しております。周囲の状況からみても、この土地を農地に復元し継続して耕作するのは困難であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当するかと思われます。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくお願ひします。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願ひします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に2番についてですが、事務局より説明後、矢野推進委員さんは本日出席していたんですけど帰ったようなので、事務局より推進委員の意見も併せてお願ひいたします。

事 務 局：それでは非農地証明願2番の説明をいたします。申請地の現地調査は3月17日に担当区の矢野推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市本匠大字笠掛の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和50年に前所有者が仕事の関係で農作業ができなくなり、それ以降不耕作状態が続いたことにより林地化しております。

現況はスクリーンに映し出しているとおりの状況で、雑木が生い茂っており、農地として利用するのは困難だと思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当するかと思われます。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくをお願いします。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に3番について事務局説明をお願いします。その後に笠村推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：それでは非農地証明願3番の説明をいたします。申請地の現地調査は3月10日に担当区の笠村推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字戸穴の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和49年に現所有者の父親が自宅を増築する際に、農地法の知識がなかったことにより、隣接の畑に住宅を建築し、現在に至っております。現況はスクリーンに映し出しているとおり、家屋台帳〇〇〇〇番の中にこの土地が含まれ、48年ほど経過しており、課税においても宅地課税となっております。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当するかと思われます。審議の程よろしくをお願いします。

議 長：それでは続きまして笠村推進委員をお願いします。

佐伯5区推進委員：特に問題ございません。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の3件につきましては、承認したいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長をお願いします。

17番委員：以上をもちまして、令和4年第4回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

(16時22分閉会)